

特 定 非 營 利 活 動 法 人

吹 田 市 水 泳 連 盟

定 款

制 定

平 成 1 9 年 1 1 月 1 6 日

特 定 非 營 利 活 動 法 人 吹 田 市 水 泳 連 盟

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人吹田市水泳連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を吹田市に置く。

(目的)

第3条 この法人は水泳を通して市民の健康・体力づくりの推進をはかり、且つ健康で明るい地域社会づくりに貢献することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表6号(学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動)、及び19号(前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民水泳教室の開催事業
- (2) 市民水泳大会などの開催
- (3) 公認スポーツ指導者(水泳)養成を吹田市教育委員会と共催
- (4) プールなどスポーツ施設の管理運営事業
- (5) その他

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申請書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

2. 会長は、正会員の申し込みについては、正当な理由が無い限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することが出来る。

2. 会員が、次の各号に該当する場合は退会したものとみなす。
- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅した時。
 - (2) 会費を2年以上滞納した場合。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することが出来る。

ただし、その会員に対して、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反した場合。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第12条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上
- (2) 監事 2名
2. 理事のうち、1人を会長、若干名を副会長、1人を専務理事、若干名を副専務理事、1人を会計とする。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
2. 会長及び副会長、専務理事、副専務理事及び会計は理事の互選とする。
 3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者、もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 4. 理事及び監事は、互いにその職を兼任することはできない。
 5. 監事は、この法人の職員を兼ねてはならない。
 6. 特定非営利活動促進法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。

(職務)

- 第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は欠けた時、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
 3. 専務理事は、会長の命を受けて業務を掌理する。
 4. 副専務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故ある時、又は欠けた時は、専務理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
 5. 会計は、この法人の会計事務を行う。
 6. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の決議に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
 7. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は、財産に関し不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号を報告するために必要が有る場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

- 第15条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 3. 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない時は、その任期を、任期末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する時は、総会の議決により、これを解任することが出来る。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められる時。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時

(報酬等)

- 第18条 役員は、総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。
 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が、別に定める。

(名誉会長、顧問等)

- 第19条 この法人は、理事会の議決により、名誉会長、顧問、相談役、参与を置くことが出来る。
2. 名誉会長、顧問及び相談役、参与は会長の諮問に応じて助言を行い、理事会の求めに応じて、理事会に出席して意見を述べることが出来る。
 3. 名誉会長、顧問、相談役、参与に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は毎年1回開催する。

2. 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合開催する。

- (1) 理事会が必要と認めた時
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があった時
- (3) 監事が第14条第7項第4号の規定により招集した時

(招集)

第24条 総会は、会長が招集する。但し、前条第2項第3号の場合は、監事が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3. 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することは出来ない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2. 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

3. 総会に議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることは出来ない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、予め書面をもって表決し、また他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議決については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が議長と共に署名捺印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた時
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があった時

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は前条第2号の規定による請求があった時は、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は会長があたる。

(議決等)

第35条 理事会の議決事項は、第33条第3項の規定により、予め通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事の過半数をもって決する。
3. やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、予め書面をもって表決することが出来る。
4. 前項の場合における第2項の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事数（書面表決者については、その旨を明記すること）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が議長と共に署名捺印しなければならない。

(専門委員会)

第37条 理事会に専門事項を調査審議し、事業を推進するため専門委員会を設けることが出来る。

2. 専門委員会は理事会の議決を経て、会長が委嘱する専門委員をもって組織する。
3. 専門委員会についての必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第38条 この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 一般の寄付金品
- (4) 賛助会員からの協賛金
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

(資産の管理)

第39条 資産は会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様である。

(予備費の設定及び使用)

第42条 前条に規定する予算は、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることが出来る。

2. 予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 第41条の規定に係わらず、やむを得ない理由により、予算が成立しない時は、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日で、前年度の予算に準じ、収益費用を講じることが出来る。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 会長は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第45条 この法人が資金の借入をしようとする時は、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には事務局長その他の職員を置く。

3. 事務局の職員は、会長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第48条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

(1) 会員名簿及び、会員の異動に関する書類

(2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による認証の取消し

2. 総会の議決により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第51条 解散後の残余財産の帰属先は、特定非営利活動促進法第11条第3項に定める者のうちから、総会の議決を経て別途定める。

第9章 雑則

(公告)

- 第52条 この法人の公告は官報により行う。
ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(委任)

- 第53条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立時の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず、いずれも0円とする。
3. この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定に係わらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定に係わらず、平成20年4月30日までとする。

◇理事（14名）

会長	尾高 榮次	理事	大石 雅一
副会長	上津 米和	〃	中村 公泰
副会長・専務理事	菅沼 和夫	〃	島田 廣子
副専務理事・会計	村井 利彦	〃	薦田 斐子
		〃	谷 容子
		〃	畑佐 眞知子
		〃	黒原 正子
		〃	松岡 恵子
		〃	橘 中子
		〃	中野 修子

◇監事（2名）

東 秀夫
谷口 熙彦

4. この法人の設立初年度並びに平成20年度事業計画及び予算は、第41条の規定に係わらず、設立総会の定めるところとする。
5. この法人の設立初年度の事業年度は、第46条の規定に係わらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。

定款の〔別表：1〕 入会金及び会費

◇個人	I 入会金	10,000円
	II 会費（年）	1,000円

◇賛助会員 賛助会規定は総会の議決を経て会長が別に定める。

I 会費（年）	10,000円
---------	---------

但し、この別表は平成20年度最初の総会の議決により施行する。
それまでの、入会金及び会費は設立総会で定める。

附則	平成25年5月20日	一部改定
附則	平成29年5月9日	一部改定
附則	令和 年 月 日	一部改定

令和7年度事業計画書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

特定非営利活動法人 吹田市水泳連盟

I 事業の実施方針

水泳を通して市民の健康・体力づくりの推進をはかるため、今年度においても引き続き市民水泳教室の開催事業及び市民水泳大会などの開催を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 市民水泳教室の開催事業

【内 容】 令和7年度室内水泳教室、夏季水泳教室

【実施場所】 片山市民プール

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 市民

【収 益】 26,100 千円

【費 用】 17,680 千円

(2) 市民水泳大会などの開催

【内 容】 第61回市民水泳大会、第37回室内水泳大会

【実施場所】 片山市民プール

【実施日時】 9月7日(日)、2月8日(日)

【事業の対象者】 市民

【収 益】 288 千円

【費 用】 410 千円

(3) 公認スポーツ指導者(水泳)養成を吹田市教育委員会と共催

【内 容】 公認スポーツ指導者(水泳)養成

【実施場所】 未定

【実施日時】 未定

【事業の対象者】 希望者

【収 益】 145 千円

【費 用】 145 千円

(4) プールなどスポーツ施設の管理運営事業

予定なし

(5) その他

予定なし

※詳細は別紙のとおり

令和8年度事業計画書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

特定非営利活動法人 吹田市水泳連盟

I 事業の実施方針

水泳を通して市民の健康・体力づくりの推進をはかるため、今年度においても引き続き市民水泳教室の開催事業及び市民水泳大会などの開催を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 市民水泳教室の開催事業

【内 容】 令和8年度室内水泳教室、夏季水泳教室

【実施場所】 片山市民プール

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 市民

【収 益】 27,100 千円

【費 用】 18,680 千円

(2) 市民水泳大会などの開催

【内 容】 第62回市民水泳大会、第38回室内水泳大会

【実施場所】 片山市民プール

【実施日時】 9月頃、2月頃予定

【事業の対象者】 市民

【収 益】 288 千円

【費 用】 350 千円

(3) 公認スポーツ指導者（水泳）養成を吹田市教育委員会と共催

【内 容】 公認スポーツ指導者（水泳）養成

【実施場所】 未定

【実施日時】 未定

【事業の対象者】 希望者

【収 益】 145 千円

【費 用】 145 千円

(4) プールなどスポーツ施設の管理運営事業

予定なし

(5) その他

予定なし

※詳細は別紙のとおり

令和7年度 活動予算書

令和 7年 4月 1日から

令和 8年 3月31日まで

特定非営利活動法人 吹田市水泳連盟

(単位：円)

科 目	金 額		
I. 増加原因の部			
1. 会費			
会 費	40,000	40,000	
2. 事業収入			
室内水泳教室受講料	25,000,000		
夏期水泳教室受講料	1,100,000		
吹田市民水泳大会委託料	166,000		
吹田市民室内水泳大会委託料	122,000		
指導者育成講師料	145,000		
		26,533,000	
3. その他収入			
受取利息	5,000	5,000	
増加額合計			26,578,000

科 目	金 額		
Ⅱ. 減少原因の部			
1. 事業費			
1. 事業費			
室内水泳教室費	17,000,000		
夏期水泳教室費	600,000		
市民水泳大会費	250,000		
室内水泳大会費	160,000		
その他	80,000		
指導者育成講師料	145,000		
		18,235,000	
2. 管理費			
人件費	4,500,000		
会議費	200,000		
消耗品費	200,000		
通信運搬費	150,000		
印刷費	50,000		
旅費交通費	950,000		
渉外費	350,000		
慶弔費	30,000		
研修費	600,000		
福利厚生費	200,000		
HP管理費等	30,000		
コピー機使用料	80,000		
源泉所得税	80,000		
消費税	1,200,000		
		8,620,000	
3. その他			
減少額合計			26,855,000
当期正味財産増加額			△ 277,000
前期繰越正味財産額			39,563,548
当期正味財産合計			39,286,548

令和8年度 活動予算書

令和 8年 4月 1日から

令和 9年 3月31日まで

特定非営利活動法人 吹田市水泳連盟

(単位：円)

科 目	金 額		
I. 増加原因の部			
1. 会費			
会 費	40,000	40,000	
2. 事業収入			
室内水泳教室受講料	26,000,000		
夏期水泳教室受講料	1,100,000		
吹田市民水泳大会委託料	166,000		
吹田市民室内水泳大会委託料	122,000		
指導者育成講師料	145,000		
		27,533,000	
3. その他収入			
受取利息	5,000	5,000	
増加額合計			27,578,000

科 目	金 額		
Ⅱ. 減少原因の部			
1. 事業費			
1. 事業費			
室内水泳教室費	18,000,000		
夏期水泳教室費	600,000		
市民水泳大会費	200,000		
室内水泳大会費	150,000		
その他	80,000		
指導者育成講師料	145,000		
		19,175,000	
2. 管理費			
人件費	4,500,000		
会議費	200,000		
消耗品費	200,000		
通信運搬費	120,000		
印刷費	30,000		
旅費交通費	950,000		
渉外費	350,000		
慶弔費	30,000		
研修費	200,000		
福利厚生費	500,000		
HP管理費等	30,000		
コピー機使用料	150,000		
源泉所得税	80,000		
消費税	1,200,000		
		8,540,000	
3. その他			
減少額合計			27,715,000
当期正味財産増加額			△ 137,000
前期繰越正味財産額			39,286,548
当期正味財産合計			39,149,548